

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

環境省産業廃棄物行政組織等調査報告書から（その2）

立入検査実施件数について

前月号からの継続で、環境省が行う「産業廃棄物行政組織等調査報告書」から読み取れる興味深い情報をお伝えしたいと思います。

第2回目は、立入検査実施件数についてです。

廃棄物処理法第19条では、「産業廃棄物に係る許可権限を有する都道府県知事又は政令市長は、法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、許可業者、その他の関係者に対し、事務所、車両、施設、土地等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができ。」と規定されており、令和4年度には、次表のとおり全国で19万件強の立入検査が実施されています。

	立入検査実施件数	1自治体当たり平均実施件数
都道府県	163,287	345
政令市	27,776	96
総計	191,063	—

自治体別の詳細は、別表のとおりですが、実施件数には信じがたいほど、ばらつきが大きいことが判ります。

都道府県では、最大が岩手県の27,822件で、徳島県、京都府、大分県、宮崎県が1万件を超えており、この5県だけで全部道府県実施件数の51.6%を占めています。それでも岩手県の実施件数は驚異的で、単純に年間開庁日を250日として、毎日111件を実施している計算になります。過去には国内最大の不法投棄である「青森・岩手県境産廃不法投棄事件」を経験していることの教訓として、このような実施体制が構築されているものと推測します。逆に、少ない方を見ると、熊本県、沖縄県ではゼロ件、愛媛県1件、高知県9件の合計4県で一桁の実施件数となっています。

一方、政令市では岡山市、姫路市が突出して4千件超であるのに対し、8市でゼロ件となっています。

ここに計上された立入検査実施数は、対象者が許可業者、廃棄物処理施設（15条許可対象外も含む）、排出事業者等多岐にわたっていますので、年間10件に満たない数字は、私の経験からすれば、大丈夫ですかと尋ねたい状況です。適正処理確保の確認は、現場に足を運ぶことが一番ですので、事務処理に追われ立入検査件数が伸びない自治体は、その責任を軽視していると思えてなりません。

各自治体の人員削減計画の中で、産業廃棄物担当部局だけ対象外とはならないかも知れませんが、一旦、大規模不正処理事案が発生すると莫大な税金投入が必要なリスクの大きい業務であることを自治体の人事担当部局は認識して欲しいと思います。

静岡県内の状況を見てみると、県 2,614 件、静岡市 65 件、浜松市 427 件となっており、静岡市の実施件数が少ないことがわかります。別表参考欄に掲げたように主な立入対象施設となる処分業+積替保管を含む収集運搬業者数は、浜松市に比べ静岡市は 1.5 倍程度多く存在することを考慮すると、その差がより鮮明になります。

この機会ですので、見方を変えて立入検査を受ける皆さんの立場で考えてみたいと思います。ある時突然に自治体職員が「立入検査です。」と言って来られたらびっくりして、「自分たちが何か悪いことをしているのではないか」と考えがちですが、決してそんなことを考える必要はありません。立入検査の目的は「法に則った適正処理が行われているかを確認するため」ですから、監視員にはありのままを見てもう、聴き取りに対してはありのままを話す姿勢で臨んでください。そのうえで、万が一指導事項があった際は、その指導内容をしっかりと理解し、対策を立てたうえで社内共有し、それが継続するよう定期的に確認することが肝要です。立入検査から帰庁した職員は、必ず指導記録を作成します。次回検査の際は、その記録を確認して出掛けて来ますので、また同じ指導が必要な状況であったとしたら、行政命令発出への階段を昇っていることになってしまいます。

立入検査実施頻度が高いということは、違反の程度が小さい、改善対策が容易なうちに指導を受けることができると理解すれば、それも決して悪いことではないと判つていただけるものと思います。